

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「病理細菌技術者及び診療放射線技術者」を「別表第三上欄に掲げる職員」に改め、同条第二項中「別表第三上欄の職務の級に応じて同表下欄の調整基本額に調整数二」を「給料表及び職務の級に応じて別表第三の二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数」に改める。

第十九条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当を支給される職員を除く。）及び行政職給料表の適用を受ける職員のうち管理者が定める職員に対する給与条例第十八条の四第二項の適用については、同項第一号中「合計額」とあるのは、「合計額（六月一日に係る勤勉手当については当該合計額に二を乗じて得た額、十二月一日に係る勤勉手当については当該合計額に零を乗じて得た額）」とする。

第十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
 2 給与条例第十八条第二項及び第五項（同条例第十八条の四第四項において準用する場合を含む。）において人事委員会規則で定めることとされている事項については、職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。）に定めるもののほか、管理者が別に定めることができるものとする。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条関係）

職	員	調整数
一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち県立広島病院の副院長及び県立安芸津病院の院長の職を占める職員	二	
二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち県立広島病院のセンター長及び主任部長並びに県立安芸津病院の副院長及び主任部長の職を占める職員	一	
三 病理細菌技術者及び診療放射線技術者	二	

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第四条関係）

イ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
三級	一四、五〇〇円

四級	一五、五〇〇円
----	---------

ロ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	六、二〇〇円
二級	八、〇〇〇円
三級	九、一〇〇円
四級	九、六〇〇円
五級	一〇、五〇〇円
六級	一一、二〇〇円
七級	一二、二〇〇円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の広島県病院事業職員給与規程第九條の規定は、平成二十五年六月二日から適用する。